「基本的人権と在野法曹の使命」

平山国弘

人権を守る者は、全世界の人類一人一人であり、とりわけわれわれ在野法曹はその指導的立場にあり、基本的人権を守るについて最も身近かな立場にあることにかんがみ、これ等人権を擁護することはもとよりのこと、司法制度の改善発展のために普段の努力を払わねばならない。そして、人権を擁護する砦を守るためには、過ぎ去り日の、人権の歴史を回顧しさらに心を新たにして人権擁護の使命の重大さを再認識してこの使命達成を期すことを願うものである。

（日弁連人権元主査理事・東弁元副会長）
昭和四十四年　法律新聞より抜粋

今は亡き女性の人権救済に尽力された弁護団方々

経済大国、経済第一主義、経済の発展こそ国家の繁栄に繋がる等の言葉を巧みに操り今日の発展を成し得たその弊害は権力者の絶対的地位を不動のものとした事である。

これら権力者の陰で様々な人権侵害が行なわれている事も紛れのない事実だ。

公権力による侵害、社会生活上生起する侵害、公害等による人権の侵害、雇用関係により生じる侵害、等々。

在野法曹の使命は、在朝在野を問わず、各々その立場、立場において、国民の生活と人権を守る責務があり、司法はその最後のとりでというわけである。とりわけ在野法曹は、以上例示した人権侵害、その他諸々の侵害に対しては、速やかに、勇敢にこれらの救済に努め、誠実と勇気と友愛とをもって、人権の擁護とさらに後見的立場に立って監視の目を光らせていただきたいものであるが、現実はそれらの強者に対し弱者はなす術がなく、又裁判所が自らすすんでこれらをとりあげることはない。

強者に阿り弱者を見棄てる傾向が強い昨今、宮崎県で大変勇気と気概のある弁護士が弱者救済のため立ち上がった。

それは、自治体職員、[redacted]＝当時（28）が長時間労働を強いられ自殺した事案に対し、地元の弁護団（代表西田隆二弁護士）及び久保山博充弁護士がこの難問に取り組み、見事、原告側[redacted]並びに遺族方々の意志を代弁したのである。このような気骨のある弁護士が居られる事は弱者である一市民にとって誠に心強い存在である。

この度、在野法曹、取り分け青年法律家方々の参考にしていただきたく、久保山博充先生にご執筆をお願い致した次第です。

最後に、[redacted]のご冥福を心からお祈りするとともに西田隆二先生並びに久保山博充先生の更なるご活躍を期待いたしております。

編集部

ある地方公務員の過労自殺

～公務災害認定から勝訴的和解に至るまでの経緯～

弁護士法人
えいらく法律事務所
久保山　博充　弁護士

1　はじめに

新富町は、宮崎県中部にある人口1万8000人の町である。野菜の栽培や畜産業が盛んだが、航空自衛隊新田原基地を抱え、自衛隊の町としての性格も持つ。その関係もあって住民の出入りが激しく、役場の対応にも他の町にない特殊性がある。

[redacted]は、この新富町で生まれ育ち、県外の大学を卒業後、新富町役場に就職した。そして長時間にわたる多忙で困難な業務を一人で抱え続けて苦しんだ挙げ句、平成20年5月19日、28才の若さで自殺した。

西田隆二弁護士と私は、この事件について、公務災害認定請求の段階から関与し、平成23年6月28日、公務災害認定を得た。そして平成23年12月2日に町の安全配慮義務違反を問い訴訟を提起し、平成24年10月24日、町との間に和解が成立した。

これから、この事件の経緯を振り返ってみたい。

2　[redacted]の生い立ち

[redacted]は、子どもの頃から好奇心が旺盛で活発な子どもだった。発表会で主要な配役を受け持ち、まとめ役をしたりもしていた。好奇心の反映として読書が好きで、小学校時代、年間365冊を超える貸し出しを受けて表彰されるなどもしていた。葬儀の際の弔辞では、[redacted]が、学校からの帰り道本を読みながら歩いているシーンがよく見られ、注意したことがあったとのエピソードが語られている。

独立心も旺盛で、同世代の子が学習塾に通っている中、敢えて塾には行かずに勉学に励み、県内屈指の受験校に進学した。大学時代は、言語学を専攻し、研究のために教授らと地元に調査に帰ってきたりしていた。アルバイトをしていた塾の経営者や派遣先の両親からも気に入られて、親しく交流していた。大学時代の関係者達とは卒業後も交流が続き、被災後、話を聞いた友人・知人から、弔いの手紙等が相次いだ。[redacted]の葬儀に700人を超える参列者があったことからも、[redacted]が多くの人から愛されていたことが偲ばれる。

3　新富町役場への就職と勤務状況

(1)就業当初

[redacted]は、平成14年4月に新富町に採用された。地元で就職でき、かつ公務員という安定した仕事に就いたことで両親も喜び、本人も希望に燃えていたという。

当初4年間は税務課に配属された。勿論初めての分野であったが、持ち前の好奇心と読書力を発揮し、一所懸命に勉強し、早い時期から仕事に対応できていたようだ。農家で自営の人の確定申告を手伝うことも頻繁にあり、わざわざ[redacted]を指名して相談に来る人もあったとのことであった。

私生活でも、役場のマラソンクラブに所属し、様々なマラソン大会に参加していた。また、週2回近くのジムに通いエアロビクスを楽しむなど、公私ともに充実していた時期と言えるだろう。

平成18年4月、町民生活課に配属になり、窓口業務、戸籍に関連する諸手続業務を担当することとなった。配属当初は、多少の残業もあったものの、頼れる同僚や先輩もおり、関係者からも、[redacted]が楽しそうに仕事をしていた様子が語られている。

(2)勤務状況の変化

状況が変化したのは、平成19年4月以降である。

まず第一に、この時期、庁内の電算システムを一新することになり、旧システムから新システムへの移行のための実務が加わった。また、上司である係長が入れ替わり、さらに5月から頼れる同僚が産休に入ったことで、[redacted]の負担が一度に増すことになった。なお、産休の同僚の代わりに配置されたのは、経験の無い臨時職員であり、[redacted]にはその指導という役割も加わった。

このような中、勉強熱心で努力家であった[redacted]は、課内の誰よりも早く新システム移行作業に関する実務を把握することとなり、課長以下の課内全員が安易に[redacted]に頼る構造ができあがってしまった。

10月頃から、[redacted]には疲れた様子がみられるようになる。かかりつけの内科医のカルテにもこの時期から風邪の症状だったが、ひどく疲れた様子」といった記載がなされるようになる。

平成20年に入ると、ますます業務の多忙さに拍車がかかるようになる。

(3)平成20年1月から3月の状況

この年は、元日から出勤するなど多忙な状況が続いた。内科医カルテを見ても、1月に深刻な口内炎を発症しており、この時期から徐々に[redacted]の自律神経のバランスが崩れていったことが窺われる。

この時期、新システムを3月に本格稼働させることを目指して情報の入力作業が続いていた。なお、庁内の電算システム移行には、当然住基ネットも含まれており、これは全国のシステムに連動しているので、異動があった場合、その日の内に情報処理を行う必要があり、急な残業もしばしばであった。

また、当時行われていた区画整理事業に伴って地番が変更するなどしたため、新システムだけでは対応できないことが判明し、当面、旧システムも並行して使うことになり、重複する情報処理作業を強いられることにもなった。

[redacted]が昔から姉のように慕い相談を持ちかけていた叔母のもとに、最初に職場の悩みを打ち明けたのもこの時期である。[redacted]が職場での過大な負担を一人で背負い込み苦しんでいることを知った叔母は、このとききっぱりと仕事を辞めるよう諭すべきだったと今に至るも後悔していると言う。

本格稼働を予定していた3月になるとさらに繁忙となり、これに輪をかけて、年度末における住民移転に伴う諸手続の増加という負担も加わる。

3月末の内科医カルテには、口内炎の悪化が深刻化してひどい悪臭がしたことや、[redacted]に入院を勧めていることの記載もある。28歳の女性が口から悪臭がするような状態で日中の窓口業務、時間外の情報処理作業に追われたのである。

3月の[redacted]の超過勤務時間数は、記録から明確に把握できるものだけで約95時間となっていた。

(4)平成20年4月の状況

このような中、4月の人事異動で、理由が定かではないが[redacted]の上司が全て入れ替わることとなった。上2人の係長は定年までは十分期間が残されていたが、退職した。課長は1年で交代している。電算システムの変更という大きな改革がなされようとしている最中、わずか1年で上司が全て入れ替わるという異常事態であった。もはやシステム移行に関する実務を把握しているものは[redacted]以外にないという状況となり、[redacted]の負担は極限まで膨れあがることになる。

町としても、[redacted]の多忙さ自体は把握していたようだが、町がその対策として同課に新たに配置した人員は、業務に不慣れな臨時職員であり、あろうことかその指導の負担までもが[redacted]にかかってきた。

ここにおいて、もはや[redacted]の負担は、とうてい一人で背負いきれるものではなくなった。

4月の内科医カルテには、[redacted]がうつろな目をして疲弊しきっていた様子が記されている。[redacted]は、役場への就職を喜んでいる両親には泣き言を言わないでいたが、疲れ切った[redacted]の様子を目の当たりにした母親は、見るに見かねて、新富町町長に対して「子供がおかしい。笑顔が無くなった。病院に行って点滴打ちながらやっているので、何とかしてください」と直接訴え、そのことを[redacted]にも伝えた。業務に限界を感じていたであろう[redacted]は、母親の行動を素直に喜んでいたという。

しかし、職場の状況が変わることはなかった。相変わらずの新システム移行作業の負担、通常業務自体の繁忙期、臨時職員への指導の負担。4月の[redacted]の超過勤務時間数は、記録から明確に把握できるものだけで108時間となった。

4　事件の発生

[redacted]には、5月半ばには腹痛で救急搬送されるほどの体調不良も生じていた。心身共に限界を超えてしまった[redacted]は、おそらく5月17日には死を決意していたのであろう。その日、叔母、友人、交際相手に、相次いで長電話をしている。その翌日は、自室内の整理など、身辺整理とも思える行動をとり、終日言葉少なであった。

そして5月19日、睡眠薬等を大量摂取し、死去した。

5　公務災害認定申請

このように事件を振り返ってみると、[redacted]が過重な労働に追いつめられていった経緯が明らかとなってくる。町や上司は、もっと迅速に[redacted]の負担を軽減するために配慮すべきであったし、その機会は十分にあった。母親が町のトップに直訴するなど、尋常なことではない。おそらく[redacted]は母親の直訴に最後の希望を抱いたのではないだろうか。そしてそれは裏切られ、膨大な仕事量と責任感の狭間で苦しみながら心身を病んでいった結果が今回の事件である。

事件発生後、遺族は、憤慨していた町会議員に相談し、議員の尽力により、新富町との話し合いの場がもたれた（この話し合いの際のメモが後の裁判に大きな影響を与えることとなった）。遺族はその後、町会議員の薦めもあり、これまで労災事件を多数扱ってきた西田弁護士のもとに相談に行き、西田弁護士の声掛けによって加わった私とで、まずは公務災害の認定申請を行うことになった。

公務災害認定申請に向けた調査を進める中で、町に、職員の勤務時間を適切に管理するという認識が全く欠けていた事実が明らかになった。

タイムカードが存在しないために勤務時間の正確な把握はもとより困難であったが、数少ない資料である時間外勤務命令書にしてからが来庁者名簿等他の資料の記載時間と全く合致していなかった。[redacted]の事実聴取によって[redacted]が休日出勤をして友人と職場近くで待ち合わせをしたことが明らかになっている日も、記録上は勤務していない扱いになっていた。さらに、システム入力端末の起動ログを確認すると、命令書上は帰宅しているとなっているはずの時間帯にも、[redacted]の端末は稼働していた。もちろん[redacted]が電源をつけっぱなしのまま帰宅していたなどということはない。

これらの事実は、実は上記町会議員の熱心な事前調査並びに町の担当職員もこれに協力してくれたことが大きかったのであり、我々の手柄のように語ることは気恥ずかしいものがあるが、開示資料からは、町の、職員の勤務時間管理のずさんさが浮き彫りにされたのである。[redacted]が何故に命を絶つほどの過重労働に苦しんだのか、なぜ町が[redacted]の超過勤務を抑制できなかったのか、その原因の一つがここにある。

我々は、これらの事実調査を踏まえて、平成22年4月19日に、公務災害認定申請を行った。そしてそこから約1年後、手続の進捗に不安を覚えた我々は、もう一押しするために、[redacted]が生前よく話しをしていた叔母さんの陳述書、そして、事件後遺族が町当局に事態の説明を求めた際の発言内容を記録したメモ等を証拠として追加し、これに基づく補充意見書を提出した。その直後である平成23年6月、公務災害認定の決め手となったのは、町が開示した客観的資料だけからも被災前1か月の超過勤務が100時間を超えていたという点にあると考えている。実際は、町が開示した記録以外に、毎朝始業一時間前に出勤して課内の清掃や全てのパソコンの起動等をしており、またパソコンのログからは認定された以上の時間外勤務の存在が明らかであったが、残念ながらその点の認定はされなかった。しかし、その点を検討するまでもなく、[redacted]の過酷な勤務状況を客観的に示すには十分な時間であったのである。

6　提訴

公務災害認定がなされてから数か月が経過した平成23年12月2日、我々は町の安全配慮義務違反を問い、提訴した。

新富町は、決して大きな町ではない。両親にとって、町民の多くが顔見知りと言っても過言ではない町を相手に提訴することには並大抵でない覚悟がいる。

しかし、公務災害認定手続における町の姿勢が両親の気持ちを突き動かしたのである。提訴するかどうか検討するために公務災害認定における関係資料の開示を求めて検討したところ、町は、[redacted]の直前の状況について、特に過重な業務負担は無かったという主張をし、これに沿うような職員の証言を集め、公務起因性を否定していたことが分かったのである。

ここに至って、両親は腹を決められた。町は、公務災害であることすら認めようとしなかった。そもそも単なる「災害」で片付けられるものでもない。職場で[redacted]に何が起きていたのか、町長をはじめとする管理責任者は何をしていたのか、真実を知りたい、そして二度とこのような悲劇を起こしたくない。両親の必死の思いが提訴の決意に繋がった。

しかし、基本的な資料は町が持っている。現在勤めている町の職員が簡単に事実を語ってくれるとも思えない。事実、証言を断られたりもしていた。

受任した我々としても、上訴審も含めて数年にわたる厳しい戦いを覚悟していた。この段階で、松丸正弁護士（大阪弁護士会）に加わって頂き、さらに64期の新人北川貴史弁護士（宮崎県弁護士会）も加わってもらい、陣容を整えて「長期戦」に備えた。

しかし、裁判は、我々の想定とは違う経緯をたどることになった。提訴後8ヶ月、基本的な主張のやりとりを終えた段階で、裁判所から和解勧告がなされたのである。町が、公務災害であることすら否定している中で、早期の解決はおよそ期待できないと考えるのが自然であったが、以下の諸点が裁判所を動かしたものと考えている。

まず大きかったのは、公務災害認定申請時に提出した資料の中に、先ほども触れたとおり、町会議員立ち会いの下で両親と町の間で話し合われた際に町会議員がとった詳細なメモが含まれていたことである。これは、[redacted]の過重労働を認識しながら、[redacted]を支えるどころか安易に[redacted]に頼り切り、結果的に[redacted]を追い詰めてしまった経緯を、町長や[redacted]の上司らとの協議の中で逐一確認し、そしてその経緯を町が概ね認めていたことが記された記録であった。

また、町の提出した記録にもとづいた計算でもうつ病発症前1ヶ月の時間外勤務時間が100時間を超えているという客観的事実がそこにあった。

加えて、[redacted]が電算システムの改編というプロジェクトの中心になっていたこと、繁忙期である3月、4月にかけて日常業務もこなさなければならなかったこと、臨時職員の指導もしなければならなかったこと等は、証拠上明らかであった。

これら一件記録を原告側が提出した後、間もなくして、裁判所は、[redacted]が過酷な労働環境にあったことは明らかだろうという趣旨の心証を開示した上で、和解勧告をされたのである。提訴後8ヶ月という早い段階での心証開示である（振り返ってみれば、上述したような有利な証拠が存在していたことが大きいとは思うが、それにしても裁判所がこのように早い段階で、きっぱりと心証を開示されたことに心から敬意を表している。

ただ、ご両親の一番の願いは、真相を明らかにすること、それがはっきりしないまでも、せめて安全配慮義務違反があったことを認めさせ、二度と同じ事が無いようにすることであったことから、単なる金銭解決では和解に応じるわけにはいかなかった。ご両親は、和解による曖昧な解決を恐れられた。

そこで、我々は、和解を積極的にご両親の思いをぶつける場にすることにし、単なる金銭解決になるとしたら無理して和解することはない、というスタンスで臨むことにした。その上で、和解の柱としたのは、①謝ること、②労ること、③具体的な再発防止策を明示することであり、特に再発防止策については、相当踏み込んだ提案を行った。

これに対して裁判所は、ご両親の思いを真摯に受け止められ、若干の調整はあったものの、基本的に我々が要求した再発防止を具体的に示した和解案として提案してもらった。議会との関係もあり、その後簡単には進まなかったが、裁判所のウ　上記ア及びイの施策については、例えば広報誌やホームページへの掲載等の方法によって職員への周知を図り、広く町民に知らしめるものとする。

という、個別具体的事項にまで踏み込んだものになった。

最後に障害となったのは、和解案が、「謝罪」文言ではなく、「遺憾の意を表すること

② 町が、[redacted]がこれまで誠実かつ献身的な勤務によって町の業務に多大な貢献を行ったことに対し、深く感謝すること

③ 町は、[redacted]の死の結果を重く受け止め、これを教訓として、次の施策を行うなどして、職員の自殺をはじめ心身の故障等の防止に努める

ア　職員の過重労働を防止する観点から、職員の入退庁時間・時間外労働時間の適性管理や人的設備の拡充（窓口業務職員の増員等）等の施策を充実させる。

イ　庁内に設置されている衛生委員会及び職員の相談窓口の内容並びに機能を充実させ、職員の勤務条件、心身の健康等に対する適切な管理を行う。特に、同相談窓口の運営に際しては、相談しやすい環境作りの観点から、職員の秘密が守られ、職員が相談したことによって何らの不利益が生じないように配慮する。

ウ　上記ア及びイの施策については、例えば広報誌やホームページへの掲載等の方法によって職員への周知を図り、広く町民に知らしめるものとする。

という、個別具体的事項にまで踏み込んだものになった。

最後に障害となったのは、和解案が、「謝罪」文言ではなく、「遺憾の意」にとどまったことである。これこそ「遺憾」であり、ご両親もこの点最後まで判断に迷われた。ことでも、最後にご両親の背中を押したのは、裁判長からの、今回の事件について裁判所として町に対して説諭をするつもりだというこれまた踏み込んだ提案であった。

その内容を紹介する。

「当裁判所は、…において献身的に勤務し、新富町に多大な貢献をしてきた[redacted]の自殺を防止できなかったことを大変遺憾に思っています。裁判所としては[redacted]の死を重く見て、今後このようなことがないよう必要な措置を講じることを強く願っています。」この裁判長の思いが伝わり、ご両親は和解案に納得された。裁判所の本件事件への思い入れの深さを感じたのは我々弁護団も同様であった。

こうして、訴訟は我々の想定よりもはるかに早期に終了した。しかも、判決では得られない再発防止策を具体的に町が約束したという成果は大きかったと考える。

7　おわりに

地方自治体の現業職員の過労自殺で提訴した例は全国でも初と聞いている。しかし、そのことは地方自治体における過労自殺をした被災者が少ないことを意味するものではない。過重労働は、おそらく全国の地方自治体が抱えている問題でもある。この事件を機に我々に寄せられた情報では、宮崎県内のある地方自治体において、職員の約15%がメンタルクリニック等の受診中もしくは受診歴があり、深刻な問題になっているという。自殺に至ったというだけでなく、過重労働で疲弊し精神を病むに至った者を含めれば、全国の数千、数万の職員が被災の予備軍となるであろう。今回の[redacted]のように、人員の配置転換、繁忙期、業務内容の変化など、「あと一押し」があれば、自殺の選択肢をとってしまうほどの危険が、全国の自治体に眠っているのだ。我々は、今回の事件は、「新富町に起きた特殊な事件」であるとは考えていない。

今回の新富町との間に成立した和解は、地方自治体職員の職務状況改善のための具体的な誓約を伴っている。既に新富町は、この和解案を踏まえて職員の職務環境改善のために具体的に動き始めたと聞いている。

我々は、今回の和解案を全国の自治体に知って欲しいと思う。そして、全ての自治体に、真摯に、職員の命を守るために尽力して欲しい。それができれば、[redacted]にとっても、救いとなるのではないだろうか。

（完）

「週刊法律新聞」より転載